家庭保育保護者支援事業のご案内

保育園等を利用していないお子さんを家庭で子育てしている保護者の方へ
利用した一時保育等の利用料を補助します。

◆対象となるサービス

・一時保育（対象施設：ながと保育園、和田保育園）
・支え合いサポート（子どもの預かり事業）

◆対象となるお子さん

保育園、幼稚園等に在籍していない３歳以下のお子さん

※３歳の誕生日後最初の３月 31 日までの間にあるお子さんを含みます。

◆対象者

対象となるお子さんを養育する保護者等

◆補助額等

年間（4 月～翌年 3 月まで）の利用回数により補助額が決まります。

年間の利用回数	補助上限額（一人あたり）
１回	1,500 円
２回	3,000 円
３回	4,500 円
４回	6,000 円
５回	7,500 円
６回以上	9,000 円

※利用料が補助上限額に達しない場合は、負担した利用費用額を補助します。

【お問合わせ・申請書提出先】
保健福祉課　子育て支援係
TEL：0268-75-2069

◆手続きの流れ

①サービスの利用・利用料の支払い	
○一時保育	領収書を保管してください。 ※一時保育を利用する際は、事前に申込が必要となります。 ※保育園の行事等により受け入れができない場合がありますので一時保育を希望する保育園へお問合せください。
○支え合いサポート（子どもの預かり）	実績報告書の写しを保管してください。 ※支え合いサポートを利用する際は、事前の登録が必要となります。【お問合せ先：社会福祉協議会　℡　88-3810】 ※「長和町子育てサポート利用料補助」を受けた場合は、受け取った補助金額を控除後の自己負担額（実費除く）が本補助金の対象費用となります。 「子育てサポート利用料補助」についてはこちらからご確認いただけます。
②申請手続き	
○申請に必要な書類	①申請書兼請求書 ②補助対象児童別明細書 ③利用料を支払ったことがわかる書類（領収書等） ※各様式をご希望の方は、子育て支援係（℡75-2069）までご連絡ください。 町 HP からダウンロードしていただくこともできます。
○申請の時期	1 年分（4 月～翌年 3 月まで）をまとめて申請してください。年の途中で、利用回数が 6 回以上でお支払いが 9,000 円を超えた場合はその時点で申請していただけます。
○提出場所	保健福祉課　子育て支援係 電話：0268-75-2069 〒386-0603 長和町古町４２４７-1（長和町役場１階 3 番カウンター）
③補助金のお支払い	
○審査・お支払い	申請書類を審査の上、ご指定の口座に振り込みます。